

感染対策のための指針

社会福祉法人東金市社会福祉協議会は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 事業所における感染対策に関する基本的な考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を、事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・法人内規程および社会的規範を遵守するとともに、本会における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- ①「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。
- ②職員の清潔保持及び健康状態の管理に努め、職員が感染源となることを予防し、利用者および職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ニ) 衛生管理
- ③職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- ④実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時に迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

- ①日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ②感染事例等発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒

ハ) サービスの実施内容・実施方法の確認

ニ) 濃厚接触者への対応 など

③感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者などと協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

イ) 医療機関：(福祉作業所)

医療法人静和会 浅井病院

理事長 浅井禎之

0 4 7 5 (5 8) 5 0 0 0

(簡易マザーズホーム)

医療法人社団隆仁会 秋葉医院

院長 佐久間正成

0 4 7 5 (5 2) 2 0 3 9

ロ) 保健所：山武保健所

0 4 7 5 (5 4) 0 6 1 1

ハ) 指定権者：東金市（市民福祉部社会福祉課障がい福祉係）

0 4 7 5 (5 0) 1 1 6 7

④感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者などと協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

イ) 利用者家族：別紙

<変更・廃止手続>

本指針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

<附則>

本指針は、令和6年1月31日から適用する